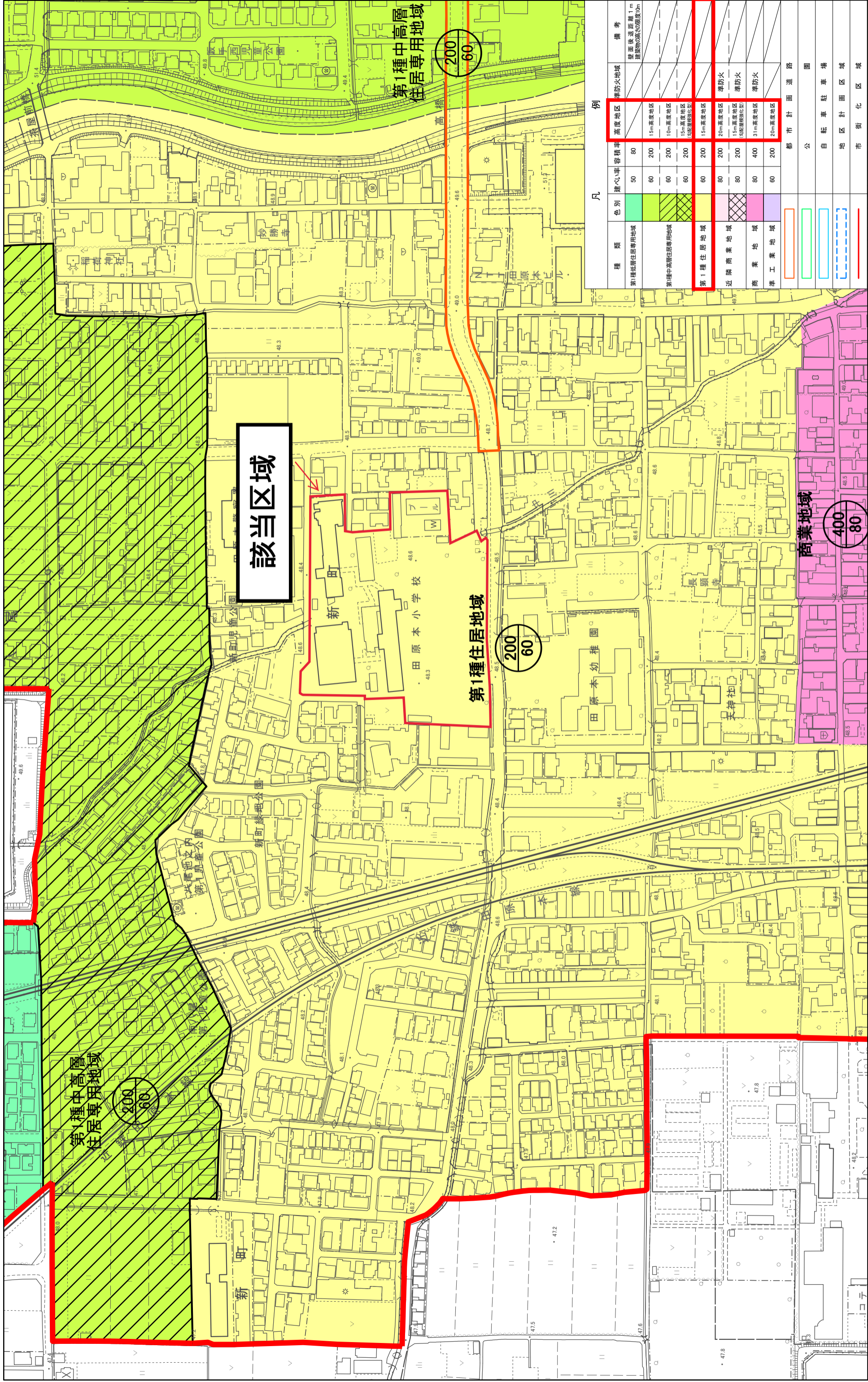


## 大和都市計画 高度地区（田原本町決定）

種類	面積	建築物の高さの最高限度	備考
10m高度地区	約 15.3 ha	建築物の高さ（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号に定める高さによる。以下同じ。）は、その最高限度を10mとする。	
15m高度地区	約 187.8 ha	建築物の高さは、その最高限度を15mとする。	
15m高度地区	約 70.9 ha	建築物の高さは、その最高限度を15mとする。	勾配屋根強化型
20m高度地区	約 76.1 ha	建築物の高さは、その最高限度を20mとする。	
31m高度地区	約 12.0 ha	建築物の高さは、その最高限度を31mとする。	
合計	約 362.1ha		
<p>I. 既存不適格建築物等の適用除外</p> <p>1 これらの高度地区が指定された際当該地区内に現に存する建築物については、その高さが当該地区内における建築物の高さの最高限度を超える場合であっても、これを超えない建築物とみなす。</p> <p>ただし、当該指定後の増築等により当該最高限度を超えることとなる部分については、この限りではない。</p> <p>2 前項の規定は、従前に適用されていた高度地区内における建築物の高さの最高限度のいずれについても、その高さが超えていた建築物には、適用しない。</p> <p>3 前項の規定において、高度地区内における建築物の高さの最高限度が適用されていなかった建築物について、これが新たに適用されたことにより、その高さが当該最高限度を超えることとなった場合については、超えていなかったものとみなす。</p> <p>4 第一項の規定において、当該地区内に現に存する建築物には、当該地区が指定された際当該地区内において現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物を含むものとする。</p> <p>5 前項の規定は、第三項の場合について準用する。この場合において、「第一項」とあるのは「第三項」と、「当該地区内に現に存する建築物」とあるのは、「高度地区内における建築物の高さの最高限度が適用されていなかった建築物」と、「当該地区が指定された際」とあるのは「これが新たに適用された際」と読み替えるものとする。</p> <p>II. 許可による特例</p> <p>田原本町長が周囲の環境上、景観上支障がないと認め、田原本町都市計画審議会の了承を得て許可した場合は、その許可の範囲内において上記の制限を越えることができる。</p>			

# 田原本町都市計画図



例

種類	色別	建ぺい率	容積率	高度地区	準防火地域	備考
第1種低層住居専用地域	緑色	50	80	高度地区	準防火地域	壁面高さ1m 建築物の高さの限度10m
第1種中高層住居専用地域	緑色	60	200	15m高度地区		
	緑色	60	200	10m高度地区		
	緑色	60	200	15m高度地区 (指定区域除く)		
第1種住居地域	黄色	60	200	15m高度地区		
	黄色	80	200	20m高度地区	準防火	
近隣商業地域	黄色	80	200	15m高度地区	準防火	
	黄色	80	400	31m高度地区	準防火	
商業地域	黄色	60	200	20m高度地区		

都市計画道路  
公園  
自転車駐車場  
地区計画区域  
市街化区域

